

[Tweet](#)

[English](#)

令和5年11月21日
金融庁

「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン」の一部改正（案）につきまして、[令和5年9月1日（月曜）から令和5年10月2日（月曜）までパブリックコメントの募集](#)を行いました。

その結果、4の個人及び団体より計7件のコメントをいただきました。ご意見を提出いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は（[別紙1](#)）、具体的な改正の内容については（[別紙2](#)）をご参照ください。英訳版は（[別紙3](#)）、（[別紙4](#)）をご参照ください。

なお、本件のうち一部については、形式的な変更に係るものであり、行政手続法第39条第4項第8号で定める軽微な変更に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

改正したガイドラインの溶け込み版については[こちら](#)をご参照ください。

お問い合わせ先

金融庁 03-3506-6000（代表）
企画市場局市場課（3603, 3632）

- (別紙1) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
(別紙2) [店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン【新旧対照表】](#)
(別紙3) [Summary of comments to Guidelines and the JFSA's view on them](#)
(別紙4) [Guidelines for Creating, Recordkeeping and Reporting of Transaction Information specified in Article 4\(1\) of the Cabinet Office Order on the Regulation of Over-the-Counter Derivatives Transactions, etc. \(Old/New comparison\)](#)


相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

サイトマップ

金融
庁に
つい
て

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセ
スF
S
A
(金融
庁広
報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000